

国際協力事業団移住部門共済会規約

昭和 51 年 4 月

国際協力事業団移住部門共済会



ARY

国際協力事業団

受入 月日 '84. 9. 13	000
登録No. 14718	36
	EPP

目 次

- 国際協力事業団移住部門共済会規約 1 頁
- 国際協力事業団移住部門共済会給付細則 7 頁
- 国際協力事業団移住部門共済会貸付細則 13 頁
- 国際協力事業団移住部門共済会会計細則 20 頁

JICA LIBRARY



1005315[5]

○ 国際協力事業団移住部門共済会規約

(昭和 42 年 2 月 1 日)
制 定

改 正 昭和 45 年 4 月 1 日

昭和 46 年 4 月 1 日

昭和 47 年 4 月 1 日

昭和 48 年 10 月 1 日

昭和 51 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、国際協力事業団移住部門共済会（以下「共済会」という）
という。

(目 的)

第 2 条 共済会は、会員相互の扶助、福祉の向上及び親睦・融和を図ること
を目的とする。

(事 務 所)

第 3 条 共済会の事務所は、国際協力事業団（以下「事業団」という。）の
本部移住調整部調整課に置く。

(事 業)

第 4 条 共済会は、第 2 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を
行う。

- (1) 給付に関する事業
- (2) 貸付けに関する事業
- (3) 福利厚生に関する事業
- (4) その他共済会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 共済会の会員は、事業団の移住担当理事 並びに移住部門に在職する職員及び常勤定員外職員（以下「役職員」という。）とする。ただし、海外に勤務する現地採用職員を除く。

(会員資格の得喪)

第6条 会員の資格は、役職員に該当することとなった日から取得し、退職、異動等により、役職員に該当しなくなった日から喪失するものとする。

第3章 役員及び幹事会

(役 員)

第7条 共済会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
常 任 幹 事	1 名
幹 事	8 名
地 区 幹 事	1 4 名
監 査 役	2 名

(会 長)

第8条 会長は、移住調整部担当理事の職にある者がこれにあたる。

2 会長は、共済会を代表し、会務を統轄する。

(副会長)

第9条 副会長は、移住調整部長及び移住管理部長の職にある者がこれにあたる。

2 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故あるときは移住調整部長の職にある副会長がその職務を代理し、その者に事故あるときは移住管理部長の職にある副会長がその職務を代理する。

(常任幹事)

第 10 条 常任幹事は、調整課長の職にある者がこれにあたる。

2 常任幹事は、会長の命を受けて、共済会の事務を管理する。

(幹事及び地区幹事)

第 11 条 幹事は、本部会員の中から常任幹事が指名し、会長が任命する。

2 地区幹事は、海外移住センター、海外移住研修所及び国内支部から各 1 名を互選し、会長が任命する。

(監査役)

第 12 条 監査役は、移住会計課長の職にある者を除く会員の中から、別に定める方法により選出する。

(任 期)

第 13 条 幹事、地区幹事及び監査役の任期は、1 年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 前項の役員が在任中に退会し、又は転勤等によりその任務を円滑に行うことが困難となった場合は、別に定める方法により、新役員を決定する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事会)

第 14 条 共済会に、会長、副会長、常任幹事及び幹事をもって構成する幹事会を置く。ただし、第 15 条第 1 号及び第 3 号の事項を議決する場合並びに地区幹事を議決に参加せしめる必要があると会長が認めた場合は、幹事会の構成員に地区幹事を加えるものとする。

2 幹事会は、半期毎に 1 回開くほか、会長が必要と認めたとき、又は幹事のうち 3 分の 1 以上の要求があったとき、会長がこれを招集する。

3 幹事会の議長は、会長又は副会長があたる。

4 幹事会は、構成員の過半数以上の出席により成立する。

5 幹事会の議事は、出席者の 3 分の 2 以上をもってこれを決する。

6 幹事会の出席及び議決は、代理者の出席又は委任状の提出をもってする

ことができる。

(幹事会の議決事項)

第 15 条 幹事会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算・決算に関する事項
- (2) 財産の処分に関する事項
- (3) 規約の改廃に関する事項
- (4) その他業務運営に関する事項

第 4 章 事 業

(給付事業)

第 16 条 第 4 条第 1 号に規定する給付に関する事業は、次のとおりとする。

- (1) 慶弔給付
- (2) 罹災給付
- (3) 傷病給付
- (4) 賤別金

2 前項に規定する給付について必要な事項は、別に定める。

(貸付事業)

第 17 条 第 4 条第 2 号に規定する貸付けに関する事業は、次のとおりとする。

- (1) 普通貸付
- (2) 削 除

2 前項に規定する貸付けについて必要な事項は、別に定める。

(福利厚生事業)

第 18 条 第 4 条第 3 号に規定する福利厚生に関する事業は、次のとおりとする。

- (1) 各種体育、レクリエーションの実施
- (2) 文化活動の実施

- (3) 物資の購入あつせん
 - (4) その他の福利厚生事業
- 2 前項に規定する福利厚生について必要な事項は、別に定める。

第5章 財務及び会計

(資金)

第19条 共済会の資金は、次に掲げるものをもってあてる。

- (1) 会員の会費
- (2) 事業団からの補助金
- (3) 寄付金
- (4) 借入金
- (5) 事業収入
- (6) 雑収入

(会費)

第20条 会費は、俸給の月額に1,000分の6を乗じて得た額とする。ただし、10円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

2 前項に規定する俸給は、国際協力事業団役員給与規程の適用を受ける会員については、同規程第2条に規定する本俸とし、国際協力事業団職員給与規程の適用を受ける会員については、同規程第2条第1号及び第2号に規定する本俸及び特別都市手当の合計額とする。

3 会費は、給与支給日に給与から控除する。

(補助)

第21条 共済会は、事業団から補助を受入れることができる。

(寄付金及び借入金)

第22条 共済会は、第2条の目的を達成するため、寄付金を受入れ、又は借入金をすることができる。

2 前項の規定による借入金の借入れは、幹事会の議決を経て、事業団総裁

(以下「総裁」という。)の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 23 条 共済会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終る。

(決算)

第 24 条 会長は、毎事業年度終了後、決算報告書を作成し、監査役の意見を付して総裁に報告しなければならない。

(会計細則)

第 25 条 共済会の会計について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、昭和 42 年 2 月 1 日から施行し、昭和 41 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 48 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規約は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

2 昭和 49 年 7 月 31 日現在海外移住事業団に在職し、かつ、同年 8 月 1 日以後引き続き事業団の役職員となった者の会員資格取得日は、当該役職員が海外移住事業団において同事業団共済会の会員の資格を取得した日とする。

○ 国際協力事業団移住部門共済会給付細則

(昭和42年4月1日)
制 定

改 正 昭和47年 4月1日

昭和48年10月1日

昭和51年 4月1日

(目的)

第1条 この細則は、国際協力事業団移住部門共済会規約(以下「規約」という。)第16条第2項の規定に基づき、国際協力事業団移住部門共済会(以下「共済会」という。)の給付事業に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会員の家族 次に掲げる配偶者、子及び父母並びに兄弟姉妹、祖父母及び孫で主として会員の収入により生計を維持しているものをいう。
- (2) 配偶者 婚姻の届出をした会員の妻又は夫及び届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者をいう。
- (3) 子 直系血族及び直系姻族である1親等の卑属(実子及び養子)をいう。
- (4) 父母 直系血族及び直系姻族である1親等の尊族(実父母及び養父母並びに配偶者の実父母及び養父母)をいう。
- (5) 兄弟姉妹 傍系血族である兄弟姉妹をいう。
- (6) 祖父母 直系血族である2親等の尊族(実父母の実父母及び養父母並びに養父母の実父母及び養父母)をいう。
- (7) 孫 直系血族である2親等の卑属(実子の実子及び養子並

びに養子の実子及び養子。)をいう。

(8) 遺族 会員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で
会員の死亡当時主としてその収入により生計を維持していたものをいう。

(給付)

第3条 共済会は、会員及びその家族の慶弔、罹災及び傷病等に関し、この
細則の定めるところにより、会員又はその遺族に対し給付を行うものとする。

(慶弔給付)

第4条 規約第16条第1項第1号に規定する慶弔給付は、結婚祝金、出産
祝金及び弔慰金とし、次の各号に定める額とする。

- | | | |
|----------|------------------------|-----------|
| (1) 結婚祝金 | 会員が結婚したとき。 | 20,000 円 |
| | 会員の子が結婚したとき。 | 10,000 円 |
| (2) 出産祝金 | 会員又は会員の配偶者が出産したとき。 | 10,000 円 |
| (3) 弔慰金 | 会員が死亡したとき。 | |
| | 在会期間 10 年未満 | 50,000 円 |
| | 在会期間 10 年以上 | 100,000 円 |
| | 会員の配偶者が死亡したとき。 | 30,000 円 |
| | 会員の父母又は子が死亡したとき。 | 20,000 円 |
| | 会員の兄弟姉妹、祖父母又は孫が死亡したとき。 | |
| | | 10,000 円 |

(罹災給付)

第5条 規約第16条第1項第2号に規定する罹災給付は、災害見舞金とし、
次に定める額とする。

損害の程度	金額
1. 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。	60,000 円
2. 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	

1. 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 2. 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 3. 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 4. 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	30,000円
1. 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 2. 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 3. 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 4. 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	20,000円
1. 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 2. 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	10,000円

(注) この場合の対象物件は、会員又はその扶養親族(扶養手当受給者に限る。)が生活している住居又は使用している家財をいう。

(傷病給付)

第6条 規約第16条第1項第3号に規定する傷病給付は、傷病見舞金とし、次の各号に定める額とする。

- (1) 会員が病気にかかり、又は負傷し、療養のため15日以上勤務に服することができないとき。 10,000円
- (2) 会員の配偶者が病気にかかり、又は負傷し、療養のため15日以上入院したとき。 10,000円

(餞別金)

第7条 規約第16条第1項第4号に規定する餞別金は、会員が規約第6条の規定に基づき会員の資格を喪失した場合の退会餞別金とし、次の各号に定める額とする。

- (1) 在会期間1年以上5年未満 10,000円
- (2) 在会期間5年以上10年未満 30,000円
- (3) 在会期間10年以上 50,000円

(期間計算)

第8条 第4条第3号及び前条に規定する在会期間の計算は、会員の資格を

取得した日の属する月から資格を喪失した日の属する月までの年月数による。ただし、第4条第3号の在会期間の計算において、1年未満の端数がある場合には、6月未満は切り捨て、6月以上1年未満はこれを1年とする。

(遺族の順位)

第9条 給付を受けるべき遺族の順位は、第2条第8号に規定する順序とする。

(給付の申請及び支払)

第10条 会員は、第4条から第7条までに規定する給付(第4条第3号の会員死亡の場合の給付を除く。)を共済会に請求する場合には、事由発生日から3月以内に所属長の確認を得た給付金申請書(別紙様式)を共済会に提出しなければならない。ただし、必要ある場合は、共済会は関係書類の提出を求めることができる。

- 2 共済会は、前項の申請書を受理したときは、遅滞なく、内容を審査の上、給付金を決定し、当該会員又はその遺族に支払うものとする。
- 3 共済会は、第1項の規定による申請書を受理した場合において前項の決定額が申請額と異なるときは、別に定める給付金決定通知書を作成し、当該会員に通知しなければならない。

(在外会員への支払方法)

第11条 共済会は、在外会員について生じた給付金の支払は、当該在外会員の国内給送金先に送金し、同会員に対しその旨通知する。

(支払未済の特例)

第12条 この細則に基づく給付を受ける権利を有する会員が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払を受けなかったものがあるときは、これをその者の遺族に支給する。

附 則

この細則は、昭和42年4月1日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和51年4月1日から施行する。

(別紙様式)

担任幹事		担当幹事		担当者	
給付金申請書					
国際協力事業団移住部門共済会々長 殿					
所属長 _____ (印)					
申請者 所属 _____					
氏名 _____ (印)					
昭和 年 月 日					
給付申請額		円		給付決定額	
		円			
事由発生日		昭和 年 月 日 (結婚, 出産, 死亡, 罹災, 傷病, 退職, その他 ())			
給付(○印のこと)の種類	結婚祝金	当事者氏名:		会員との続柄:	
	出産祝金	当事者氏名:		会員との続柄:	
	弔慰金	当事者氏名:		会員との続柄:	
	災害見舞金	対象物件:		損害の程度:	
	傷病見舞金	当事者氏名: 入院等の期間:		会員との続柄: 日間 (診断書(写)添付)	
	退会訖別金	会員資格取得日 昭和 年 月 日 (年 カ月)			
給付金支払方法 (○印のこと)					
1. 申請者名義銀行口座振込 銀行 店 口座番号					
2. 現金 (本部会員に限る)					
備考					

○国際協力事業団移住部門共済会貸付細則

(昭和 42 年 4 月 1 日)
制 定

改 正 昭和 47 年 4 月 1 日

昭和 48 年 10 月 1 日

昭和 51 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この細則は、国際協力事業団移住部門共済会規約（以下「規約」という。）第 17 条第 2 項の規定に基づき、国際協力事業団移住部門共済会（以下「共済会」という。）の貸付事業に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この細則における用語の意義は、規約及び国際協力事業団移住部門共済会貸付細則の定めるところによる。

(貸付金の使途)

第 3 条 規約第 17 条第 1 項第 1 号に規定する普通貸付による貸付金の使途は、次のとおりとする。

- (1) 会員の日常生活上の臨時の支出で次号以下各号に該当しないもの
- (2) 会員の住宅購入、増改築、修繕及び宅地の購入等に必要な資金
- (3) 会員又は子の結婚に必要な資金
- (4) 会員又は子の教育費用
- (5) 会員が赴任する際、又は会員の家族を任地に呼寄せるとき、支度のために必要な資金
- (6) 会員又は会員の家族の医療、葬祭のための費用

- (7) 会員又は会員の配偶者の出産費用
 - (8) 会員又は会員の家族の家具及び衣料類の購入費用
- (貸付金の限度)

第4条 貸付金の最高限度は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 普通貸付 会員の本俸月額¹の5倍に相当する額(ただし、会員が申込時に国際協力事業団を退職するものとした場合の退職金の額を超えることができない。)

(2) 削 除

2 貸付金額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数の金額を切り捨てる。

(貸付期間)

第5条 貸付金の貸付期間は、貸付けの翌日より起算して、次の各号に掲げる期間を超えることができない。

- (1) 普通貸付 36月

(2) 削 除

(利 率)

第6条 貸付金利率は、元金1,000円につき月5円とする。

(利息の計算)

第7条 貸付金の利息は、資金を手交又は送金した日から発生する。

2 貸付金の利息は、毎月の給与支給日に経過分を徴収する。

3 貸付日から次期利息徴求日まで1カ月に満たない場合も、1カ月分の利息を徴収する。

(借受人の資格)

第8条 貸付金の貸付けを受けることができる者(以下「借受人」という。)は、規約第5条に規定する会員であって規約第6条に基づく会員の資格を取得した日の属する月から貸付けの日の属する月までの期間(以下「在会期間」という。)が6月を超える者とする。

(保証人)

第9条 借受人は、貸付けを受けようとする場合において、貸付金額が300,000円を超えるときは、保証人1名を立てなければならない。

(保証人の資格)

第10条 保証人は、第8条に規定する借受人の資格を有する者でなければならない。

(保証人の義務)

第11条 保証人は、借受人と連帯して、債務を履行するものとする。

(保証人の選任及び変更)

第12条 共済会は、次条の規定による借入申込書に記載された保証人が適当でないと認める場合には、これを拒否することができる。

2 共済会は、既に貸付けをした者の保証人が適当でないと認めるに至ったときは、その変更を求めることができる。

3 借受人は、自己の保証人が規約第6条の規定に基づき会員の資格を喪失したときは、直ちに他の保証人を立てなければならない。

(貸付けの申込及び交付)

第13条 貸付けを受けようとする者は、借入申込書(別紙様式第1号)を共済会に提出しなければならない。この場合において、共済会は、必要に応じ、関係書類の提出を求めることができる。

2 共済会は、前項の借入申込書を受理したときは、遅滞なく、内容を審査の上、その可否について決定し、当該会員に貸し付けるものとする。ただし、申込条件と異なる決定をしたときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(貸付申込の拒否)

第14条 共済会は、次の各号に該当する場合は、貸付金の貸付けを拒否することができる。

(1) 第8条に規定する借受人の資格がないとき。

- (2) 第4条に規定する貸付限度額を越えるとき。
- (3) 保証人が不相当と認められるとき。
- (4) その他共済会が貸付けを不相当と認めるとき。

2 前項の規定に基づき、貸付けを拒否したときは、遅滞なく、当該会員に通知しなければならない。

(借用証書)

第15条 会員が第13条第2項の決定に基づき貸付金を受領したときは、借受人は、借用証書(別紙様式第2号)に借受人及び保証人が自ら署名捺印の上、共済会に提出しなければならない。

(借替えの禁止)

第16条 第3条に規定する貸付金について借替えは、原則として、禁止する。ただし、共済会がやむを得ないと認めたものについては、この限りでない。

(返済)

第17条 貸付金の返済方法は、原則として、俸給又は特別手当からの控除による。

2 貸付金の返済は、貸付けた月の翌月の俸給又は特別手当支給日から開始する。ただし、共済会がやむを得ないと認めたものについては、最高2カ月間の据置期間を置くことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、借受人が会員の資格を喪失したときは、直ちに貸付金残金及び経過利息を返済しなければならない。

4 1回の返済金は、1,000円以上でなければならない。

(一時取立)

第18条 共済会は、次の各号に該当する場合は、貸付金を一時に取立てなければならない。

- (1) 借受人が第13条に規定する借入申込書に虚偽の記載をしたことが発覚したとき。
- (2) 第12条第2項又は第3項の規定による保証人の変更をしないとき。

(3) その他この細則に違反したとき。

(借用証書の返還)

第19条 共済会は、貸付金の返済が終了したときは、遅滞なく、借用証書を返還しなければならない。

附 則

この細則は、昭和42年4月1日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和51年4月1日から施行する。

(様式第1号)

常任幹事	担当幹事	担当者								
借 入 申 込 書										
国際協力事業団移住部門共済会会長 殿										
申込者			所属							
			氏名							
連帯保証人			所属							
昭和 年 月 日			氏名							
<p>下記金額を借用致したく申込みます。 借入金の返済は、給与より對会自ら直接徴収されることをあらかじめ承諾します。 なお、万一給与による返済が不可能と認めるときは、臨時手当等より直接徴収しても差支えありません。</p>										
申 込 金 額			資 金 使 途							
金 円			共済会貸付細則第3条第 号のため							
返 済 方 法										
	()月	()月	()月	()月	()月	()月	()月	()月	()月	計
元 金										
	()月	()月	()月	()月	()月	()月	()月	()月	()月	計
元 金										
	()月	()月	()月	()月	()月	()月	()月	()月	()月	計
元 金										
	()月	()月	()月	()月	()月					計 合 計
元 金										
貸 付 金 支 払 方 法 (○印のこと)										
1. 申込者名義銀行口座振込			銀行 店 口座番号							
2. 現 金 (本部会員に限る)										
処 置 欄										
決 定 方 法			貸 付 金 額 及 び 条 件							
1. 幹事会承認 (年 月 日) ○			決定金額							
2. 担当幹事 (年 月 日) ○			条 件							
備考										

○国際協力事業団移住部門共済会会計細則

(昭和42年4月1日)
制 定

改正 昭和51年4月1日

(目的)

第1条 この細則は、国際協力事業団移住部門共済会規約（以下「規約」という。）第25条の規定に基づき、国際協力事業団移住部門共済会（以下「共済会」という。）の財務及び会計に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 共済会の財務及び会計に関しては、規約その他共済会の財務及び会計に関し適用又は準用される規定によるほか、この細則の定めるところによる。

(経理区分)

第3条 共済会の経理は、貸借対照表の勘定を資産、負債及び資本に、損益の勘定を収益及び費用に区分して行う。

(会計の統轄)

第4条 この会計は、会長が統轄する。

(勘定科目)

第5条 勘定科目は、別表に定める勘定科目表によるものとする。

(会計機関)

第6条 共済会に、次の各号に掲げる会計機関を設けるものとする。

- (1) 契約担当役
- (2) 出納役
- (3) 出納主任

2 会長は、監査役を除く役員の中から、会計機関を担当する者を指名するものとする。ただし、出納主任については、役員以外の会員を指名することができる。

3 会計機関のうち、契約担当役と出納役並びに出納役と出納主任は、それぞれ兼ねることができない。

(会計機関の職務)

第7条 契約担当役は、契約その他収入又は支出の原因となる行為及び債権の管理を担当する。

2 出納役は、債務者に対する納入の請求、出納主任に対する現金、預金又は有価証券の出納命令及び勘定科目間の振替命令並びに物品及び不動産の管理を担当する。

3 出納主任は、前項の規定による出納役の命令を受けて、現金、預金及び有価証券の出納保管を担当するとともに、出納役が行う物品及び不動産の管理を補佐する。

(資産の区分)

第8条 資産は、流動資産、貸付資産、固定資産及び見返資産に区分する。

2 前項各資産の内訳は、第5条に規定する勘定科目表に従うものとする。

(資産の価額)

第9条 資産の価額は、次によるものとする。

(1) 固定資産の価額は、その取得のために要した直接費及び付帯費の合計額とする。ただし、寄付又は交換等により取得した固定資産は、適正な評価額による。

(2) 有価証券の価額は、取得価額によるものとする。ただし、担保としての預り証券については、その額面額により、見返勘定に計上する。

(減価償却の方法)

第10条 減価償却の方法は、その取得価額を基礎として定額直接法による。

2 固定資産の残存価額は、次のとおりとする。

(1) 有形固定資産 取得価額の1割

(2) 無形固定資産 零

3 減価償却は、固定資産を取得した年度から行い、かつ、期中で除却した場合もその時までの減価償却を行うものとする。

(負債の区分)

第11条 負債は、流動負債、固定負債及び見返負債に区分する。

2 前項各負債の内容は、第5条に規定する勘定科目表に従うものとする。

(資本の区分)

第12条 資本は、積立金、前期繰越損益金及び当期損益金に区分する。

2 前項各資本の内訳は、第5条に規定する勘定科目表に従うものとする。

(収支予算書等の提出)

第13条 会長は、前年度3月20日までに収入及び支出の予算書、予定財務諸表並びに資金計画表(以下「収支予算書等」という。)を作成の上、幹事会の承認を得たのち、国際協力事業団総裁(以下「総裁」という。)に提出する。

(支払方法)

第14条 出納主任は、支払をしようとする場合には、債権者を受取人とする小切手を振出さなければならない。ただし、出納役が必要と認める場合には、その他の支払方法によることができる。

(帳簿)

第15条 共済会は、会計業務を行うため、主要簿及びその補助簿を備えなければならない。

2 各帳簿の様式は、別に定める。

(主要簿)

第16条 主要簿は、次のとおりとする。

(1) 仕訳帳

(2) 勘定元帳

(3) 現金出納帳

(4) 預金出納帳

(補助簿)

第17条 補助簿は、次のとおりとする。

(1) 給付原簿

(2) 貸付原簿

(3) 福利厚生原簿

(4) 他事業原簿

2 前項各号以外に、必要に応じて、補助簿を備えることができる。

(記帳)

第18条 帳簿の記入は、発生の日付と伝票に基づいて勘定科目ごとに行う。

(月次報告)

第19条 出納主任は、毎月末日に次に掲げる報告書を作成し、銀行残高証明書添付して、翌月10日までに会長に提出しなければならない。

(1) 月次合計残高試算表

(2) 収入報告書

(3) 支出報告書

2 前項の報告書の様式は、別に定める。

(決算書)

第20条 共済会の決算書は、次のものとする。

(1) 収支決算書

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書

2 前項に規定する決算書の様式は、別に定める。

(決算書の提出)

第21条 会長は、毎事業年度の決算をとりまとめ、翌事業年度4月20日

までに監査役の監査を受けなければならない。

(決算報告書の提出承認)

第22条 第20条に定める決算書は、翌事業年度の4月末日までに幹事会に提出して、その承認を得なければならない。

2 前項の決算報告書は、総裁に提出する。

(別途積立金)

第23条 共済会は、決算の結果明らかとなった利益金の一部を幹事会の承認を得て、別途積立てることができる。

(準用)

第24条 国際協力事業団会計規程第3条(会計の原則)、第4条(年度所属区分)、第7条(勘定整理)、第8条(帳簿)、第35条(収納及び支払)から第39条(証憑の授受)まで、第41条(小切手の振出及び印鑑等の保管)から第45条(物品及び不動産の管理)まで、第54条(保証金)から第57条(部分払の限度額)まで及び第67条(契約担当役等の義務と責任)から第72条(弁償責任の検定及び弁償命令)まで、並びに旧海外移住事業団会計細則第2条(収入支出の年度所属区分)、第8条(減価償却資産の耐用年数)、第26条(証憑書の定義)から第34条(伝票作成上の注意)まで、第36条(伝票の保管)及び第46条(事務引継)の規定は、共済会の財務及び会計に準用する。

附 則

この細則は、昭和42年4月1日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、昭和51年4月1日から施行する。

勘 定 科 目 表

別表 勘定科目表

貸借対照表科目 (資産の部)	計理科目		解 疏
	項	目	
1 流動資産 現金預金	現金預金	現金	通貨, 手許にある受取小切手, 為替証券等を整理する科目
		小 払 資 金	小額の支払に充てるために移住センタ―等において保管する資金を整理する科目
		当 座 預 金	銀行への貯金又は郵便貯金を整理する科目
		普 通 預 金	
		通 知 預 金	
		定 期 預 金	
		振 替 貯 金	
有 価 証 券	有 価 証 券	有 価 証 券	余剰金の一時的運用のために所有する公債, 金融債等を整理する科目

未 収 金	未 収 金	未 収 金	債券の一時的な未収分を整理する科目 収納期日到来の貸付金利息の未収分を整理する科目
仮 払 金	仮 払 金	未 収 貸 付 利 息	目 等を一時的に整理する科目
前 払 金	前 払 金	仮 払 金	監理科目未定なもの、支払金額の確定しないもの 等を一時的に整理する科目
立 替 金	立 替 金	前 払 金	契約による支払手付金、前払金及び翌年度に属する費用の前払等を整理する科目
2. 貸付資産 普通貸付金	普通貸付金	立 替 金	一時的な立替を整理する科目
		普 通 貸 付 金	規約第17条に掲げる貸付金を整理する科目

貸借対照表科目	計理科目		解 疏
	項	目	
3. 固定資産 (有形固定資産) 什器備品	什器備品	什器備品	価額10万円以上の事務用機械器具工具等の価額を整理する科目
(無形固定資産) 電話加入権	電話加入権	電話加入権	加入電話の架設費(電話債券を除く。)を整理する科目
4. 見返資産 担保取得額	担保取得額	担保取得額	担保取得額見返の対照勘定科目

<p>(負債の部)</p> <p>1. 流動負債</p> <p>短期借入金</p>	<p>短期借入金</p> <p>未払金</p>	<p>何々短期借入金</p> <p>未払金</p> <p>未払利息</p>	<p>規約第22条第1項のうち約定借入期間1カ年以内の借入金を借入先別に整理する科目</p> <p>当年度に属する利息以外のものに係る債務確定額で翌年度以降に支出するものを整理する科目</p> <p>支払期日が到来した利息で翌年度以降に支出するものを整理する科目</p> <p>整理科目未定のもの、内入金(の性質を有するもの、金額未確定なるもの等を一時的に整理する科目</p> <p>一時的預りを整理する科目</p> <p>契約による手付金等の前受金を整理する科目</p> <p>収納期日が翌年度に属する貸付金利息の前受を整理する科目</p>
<p>未払金</p> <p>仮受金</p> <p>預り金</p> <p>前受金</p>	<p>短期借入金</p> <p>未払金</p> <p>仮受金</p> <p>預り金</p> <p>前受金</p>	<p>何々短期借入金</p> <p>未払金</p> <p>未払利息</p> <p>仮受金</p> <p>預り金</p> <p>前受金</p> <p>前受利息</p>	<p>規約第22条第1項のうち約定借入期間1カ年以内の借入金を借入先別に整理する科目</p> <p>当年度に属する利息以外のものに係る債務確定額で翌年度以降に支出するものを整理する科目</p> <p>支払期日が到来した利息で翌年度以降に支出するものを整理する科目</p> <p>整理科目未定のもの、内入金(の性質を有するもの、金額未確定なるもの等を一時的に整理する科目</p> <p>一時的預りを整理する科目</p> <p>契約による手付金等の前受金を整理する科目</p> <p>収納期日が翌年度に属する貸付金利息の前受を整理する科目</p>

貸借対照表科目	計理科目		解 疏
	項	目	
2 固定負債 長期借入金	長期借入金	何々長期借入金	規約第22条第1項のうち約定借入期間1カ年を超える借入金を借入先別に整理する科目
3 見返負債 担保取得額見返	担保取得額見返	担保取得額見返	担保取得額の対照勘定科目
(資本の部) 何々積立金	何々積立金	何々積立金	共済会会計細則第23条に規定する積立金の額を整理する科目
前期繰越益金	前期繰越益金	前期繰越益金	前期から繰越された利益を整理する科目
前期繰越損金	前期繰越損金	前期繰越損金	前期から繰越された次損を整理する科目

当期利益金	当期利益金	当期利益金	当期利益金	当期に発生した利益を整理する科目
当期欠損金	当期欠損金	当期欠損金	当期欠損金	当期に発生した欠損を整理する科目

損益計算書科目	計理科目		解 疏
	項	目	
(利益の部)			
1 会費収入 会費	会費	会費	規約第19条第1号に基づき会員よりの払込金を整理する科目
2 補助金収入 事業団補助金	事業団補助金	事業団補助金	規約第19条第2号に基づき事業団よりの補助金を整理する科目
3 寄付金収入 寄付金	寄付金	寄付金	規約第19条第3号に基づき寄付金を整理する科目

損益計算書科目	計理科目		解説
	項	目	
4. 受入利息	普通貸付金利息	普通貸付金利息	貸付事業に属する貸付金利息を整理する科目
普通貸付金利息	預金利息	預金利息	金融機関への預金利息を整理する科目
預金利息	有価証券利息	有価証券利息	有価証券の受入利息を整理する科目
有価証券利息	有価証券処分益	有価証券処分益	有価証券の買入価額と売却又は償還額との差益を整理する科目
有価証券処分益	雑収入	雑収入	規約第19条第6号に基づき雑収入を整理する科目
5. 雑収入			
雑収入			

(損失の部)	1 給付事業費	慶弔給付金	慶弔給付金	結婚 出産 弔慰 災害見舞 傷病見舞 退会 別金	共済会給付細則第4条第1号により支給する給付金を整理する科目 共済会給付細則第4条第2号により支給する給付金を整理する科目 共済会給付細則第4条第3号により支給する給付金を整理する科目 共済会給付細則第5条により支給する給付金を整理する科目 共済会給付細則第6条により支給する給付金を整理する科目 共済会給付細則第7条により支給する給付金を整理する科目
		慶弔給付金	結婚 出産 弔慰 災害見舞 傷病見舞 退会 別金		
		罹災給付金	罹災給付金	災害見舞	共済会給付細則第5条により支給する給付金を整理する科目
		傷病給付金	傷病給付金	傷病見舞	共済会給付細則第6条により支給する給付金を整理する科目
		償別金	償別金	退会 別金	共済会給付細則第7条により支給する給付金を整理する科目

損益計算科目	計理科目		解 疏
	項	目	
2. 福利厚生事業費	レクリエーション費	レクリエーション費	規約第18条第1項第1号に掲げる事業を整理する科目
文化活動費	文化活動費	文化活動費	規約第18条第1項第2号に掲げる事業を整理する科目
福利厚生費	福利厚生費	福利厚生費	規約第18条第1項第3号及び第4号に掲げる事業を整理する科目
3. 管理経費			
旅 費	旅 費	旅 費	業務運営のために出張する旅費を整理する科目
賃 借 料	賃 借 料	賃 借 料	不動産又は動産の賃借料を整理する科目
一 般 諸 費	一 般 諸 費	消 耗 備 品 費	1万円以上10万円未満の物品の購入費を整理する科目

消費品費	各種事務用紙, 文具品, 新聞, 雑誌, ガソリン等 燃料, 薬品等反復使用に耐えないものの購入費を 整理する科目
印刷製本費	帳簿, 伝票, その他業務上の資料の印刷製本に要 する経費を整理する科目
通信交通費	電信, 電話及び郵便料並びにバス電車の乗車券等 の通信交通に要する経費を整理する科目
会議費	業務上, 必要な会議に要する経費を整理する科目
役員務費	共済会による雇傭人の賃金を整理する科目
光熱水料	電気料, ガス使用料及び水道料を整理する科目
修繕費	各種機器の修繕に要する経費を整理する科目
支払手数料	送金, 為替, 証明等の手数料を整理する科目
雑費	上記のいずれの科目にも属さないものを整理する 科目
4. 支払利息	借入金の期限が1カ年以内の借入金により発生す る支払利息を整理する科目
支払利息	短期借入金利息

損益計算書科目	計理科目		解 疏
	項	目	
5. 諸債却費		長期借入金利息	借入金の期限が1カ年を超える借入金により発生 する支払利息を整理する科目
諸債却費	諸債却費	什器備品 減価償却費	
6. 雑損失			什器備品の減価償却費を整理する科目
雑損失	雑損失	雑損失	
			過年度損益の修正による年度損失等いずれの科目 にも属さない損失を整理する科目
	雑損失	雑損失	

